

大阪府診療所等賃上げ対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 診療所等（有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、薬局及び訪問看護ステーションに限る。以下同じ。）が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、診療所等に対して賃上げに必要な経費として給付金を支給するための経費を補助することにより、従業者の処遇改善を図るため、予算の定めるところにより、診療所等に対し大阪府診療所等賃上げ対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び令和8年2月26日医政発0226第11号、医薬発0226第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬局長連名通知「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」の別紙「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第二条 この補助金の交付対象となる事業者（以下、「補助対象事業者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに、診療報酬請求の実績があるものとする。
- (2) 別表に規定する補助対象事業者の要件を満たすものとする。

(補助対象事業)

第三条 補助対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、別表に規定する取組とする。

(補助対象経費)

第四条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、第三条に定める補助事業の実施に要する経費とする。ただし、他に本補助事業と同様の趣旨を含む補助金、負担金、交付金等を受けている経費については、補助対象外とする。

(交付額の算定方法等)

第五条 交付額の算定方法等は、別表に規定する。

(交付の申請)

第六条 規則第四条第1項の規定による申請は、別表に規定する申請書及び関係書類を知事の定める日までに提出することにより行わなければならない。

(交付の決定及び通知)

第七条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、規則第五条の規定により補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付の申請をした者に交付決定通知書により通知するものとする。

(交付の条件等)

第八条 規則第六条第2項の規定により、附する条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費として交付を受けた補助金を、その交付の目的に反して使用してはならない。

(2) 補助事業者に対し、補助事業に関し必要な検査をすることがある。

(3) 補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

ア 補助事業の目的の達成に影響を及ぼさない変更（賃上げの金額等の変更であって合理的なものを含む）

イ その他知事が軽微と認める変更

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

(交付の要件)

第九条 補助金の交付を受けようとする診療所等は、別表に規定する交付の要件を満たすものとする。

(交付申請の取下げ)

第十条 交付の申請の取り下げをすることができる期間は、規則第七条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内とする。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、取り消されたものとみなす。

(実績報告)

第十一条 規則第十二条の規定による報告は、別表に規定する実績報告書及び関係書類を規則第五条の規定による補助金の交付の決定の日の翌日から起算して30日以内に知事

に提出することにより行わなければならない。

(補助金の交付)

第十二条 知事は、規則第十三条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

(書類等の検査)

第十三条 知事は、補助金の適正な執行を図るため必要と認めた時は、補助事業者に対して、報告若しくは関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し等)

第十四条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、規則第五条に規定する補助の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、規則、本要領、補助金の交付決定の内容、これに附した条件に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行った場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の取り消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第一号から第三号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対し、当該命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を補助事業者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

5 知事は、補助金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

(書類の保存)

第十七条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の

日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

（その他）

第十八条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附則

この要綱は、令和8年6月4日から施行する。

別表

補助 対象 事業 者	1 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※）を届け出ている有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）又は訪問看護ステーション 2 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ている薬局 3 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のための診療所等、令和8年度診療報酬改定による見直し前のベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ている有床診療所、無床診療所又は訪問看護ステーション ※ ベースアップ評価料は、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。
補助 対象 事業	1 補助対象事業者にて行われる以下の各号の取組のいずれか 一 令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大を実施 二 令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給し、そのうえで、令和8年4月から同年5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から実施 ※令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8

	<p>年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。</p> <p>※賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。</p> <p>※定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることができない。</p>
<p>交付額の算定方法等</p>	<p>1 以下の基準額と別表の補助対象事業に係る取組にもとづく賃金改善額を比較して、低廉な額を、予算の範囲内で交付する。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>【基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有床診療所（医科・歯科）：許可病床数（※1）×7万2千円（※2） ・無床診療所（医科・歯科）：1施設×15万円 ・訪問看護ステーション：1施設×22万8千円 ・所属する同一グループ内の保険薬局の数（※3）として1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局含む）である保険薬局：1施設×14万5千円 ・所属する同一グループ内の保険薬局の数（※3）として6店舗以上19店舗以下（当該保険薬局含む）である保険薬局：1施設×10万5千円 ・所属する同一グループ内の保険薬局の数（※3）として20店舗以上（当該保険薬局含む）である保険薬局：1施設×7万円 <p>※1 医療法第27条の使用許可を受けた病床数であって令和7年8月1日時点の病床数とする。ただし、令和6年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」（令和7年度に繰り越して実施）により同年8月2日以降に削減した病床数を除くこと。</p> <p>※2 許可病床数が2床以下の有床診療所は1施設×15万円を交付する。</p> <p>※3 厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療科の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。</p>
<p>交付の申請</p>	<p>1 交付の申請をしようとするときは、以下の書類を提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 補助金交付申請書（様式第1号） 二 要件確認申立書（様式第2号） 三 暴力団等審査情報（様式第3号） 四 誓約書（様式第4号） 五 その他知事が必要と認める書類
<p>交付</p>	<p>1 以下に該当する場合は、支給対象外とする</p>

の 要件	<ul style="list-style-type: none">一 補助金の支給の申請をした日において廃止している場合（令和8年7月31日までに廃院を予定している場合を含む。ただし、同一法人内の共通の給与体系の中で当該施設の職員の雇用が継続されている場合はこの限りではない。）二 補助金の支給の申請をした日において休止している場合
実績 報告	<ul style="list-style-type: none">1 実績報告をしようとするときは、以下の書類を提出すること。<ul style="list-style-type: none">一 実績報告書（様式第5号、別紙）二 その他知事が必要と認める書類